【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人住民税、法人事業税：義（自動連動）（地方税2）
		②	上記以外の税目	法人税：外、所得税：外、個人住民税：外、相続税：外
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 ―
				《要望の内容》 日本学術会議法（令和七年法律第 70 号）の成立により、令和8年 10 月1日に法人化される日本学術会議（以下「学術会議」という。）における安定的な財政基盤の確保に資するよう、必要な寄附税制上の所要の措置を講じるもの（恒久措置）。 　法人化後の学術会議においては、財源確保の方策の一つとして、学術の振興を目的とした寄附を広く募ることを想定している。学術会議への寄附を促進するため、個人・法人による寄附に係る税制上の特例措置・非課税措置を要望する。
				《関係条項》 ―
5	担当部局			内閣府日本学術会議事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：令和 13 年8月まで
7	創設年度及び改正経緯			―
8	適用又は延長期間			恒久措置
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 　学術会議が、寄附金収入を増大させることで、財政基盤を多様化させることができ、学術会議の財政面での独立性・自律性を高め、予算増額のための現実的な可能性や選択肢を拡大するとともに、活動の活性化やクオリティを向上させることで、学術会議の機能強化を図り、学術の知見を活用して社会の課題の解決に寄与する。
				《政策目的の根拠》 ・日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書（令和6年 12 月 20 日　日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会決定）
		②	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 日本学術会議 【施策】 日本学術会議に関する施策の推進

		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	学術会議の財政面での独立性・自主性を高めるには、寄附等による外部資金の増加が必要であり、同資金の獲得は、学術会議の社会からの負託と信頼、プレゼンスの向上の証左ともいえることから、評価対象となる法人設立以後3～5年で法人等からの寄附実績を作り、学術会議の活動の一層の拡大・強化につなげる。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	租税特別措置等により、学術会議へ寄附を行う法人に対しインセンティブを付与することにより資金を増大させることで、活動を活性化させることができ、学術会議の活動の一層の拡大・強化を図り、学術の知見を活用した社会課題の解決に寄与する。
10	有効性等	①	適用数	明確な適用数を明記することは困難だが、法人設立以後に寄附実績を作り、学術会議の活動の一層の拡大・強化につなげる。
				【算定根拠】 ―
		②	適用額	適用数の算出が困難であるため、明確な適用額を明記することも困難だが、評価対象となる法人設立以後3～5年で寄附実績を作り、学術会議の活動の一層の拡大・強化につなげる。
				【算定根拠】 ―
		③	減収額	適用数・適用額の算出が困難であるため、明確な減収額を明記することも困難である。
				【算定根拠】 ―
		④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ― 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ―
				《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、法人が寄附を行う際のインセンティブを付与することができ、学術会議の寄附実績の増加が見込め、学術会議の財政面での独立性・自主性を高め、予算増額のための現実的な可能性や選択肢の拡大につながると考えられる。 他方、本措置が講じられなかった場合は、学術会議への寄附の機運が促進されないことにより、寄附が低調になり、学術会議の財政面での自主性が高まらず、学術会議の活動の拡大・強化がなされなくなる

				おそれがある。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 ―
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 ―
		⑤	税収減を是認する理由等	―
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	学術会議への寄附を行う企業に対するインセンティブ（寄附の促進、寄附文化の発展等）として、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	学術会議において寄附金収入は、学術会議の一層の活動の拡大・強化のため学術会議が自主的に使用することとなる。一方、補助金は、国費の投入により学術会議が作成した年度計画に基づき特定の使途に対して措置されるものである。 寄附税制により、法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附の増大を図る。 寄附金による外部資金を確保することにより、学術会議の一層の活動の拡大・強化が見込め、学術の知見を活用した社会課題の解決に寄与する。
		③	地方公共団体が協力する相当性	学術会議では地方における学術の向上発達に向けた取組も行うことを想定しているところ、当該租税特別措置等により、学術会議の資金が増大した際に、地方における学術の向上発達に資することになる。
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			R7 内閣 07